

釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事応募要領

令和5年3月
(更新: 令和5年5月19日)

釜石市

釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事応募要領

目 次

1. 基本事項	3
(1) 基本方針	3
(2) 工事概要	3
(3) 新市庁舎建設に求める施工者像	4
(4) 選定方法	4
(5) 選定委員会の構成	4
(6) 事務局	4
(7) 実施スケジュール（予定）	5
(8) 実施設計図書等の配付図書	5
2. 入札参加資格要件等	6
表1. 入札参加資格と配置すべき技術者	8
3. 入札参加申請	10
3-1 入札参加資格に関する質問・回答	10
(1) 提出書類	10
(2) 質問の受付	10
(3) 質問への回答	10
3-2 入札参加申請書類の提出	10
(1) 提出書類	10
(2) 入札参加申請書等の提出期限、提出先、提出方法	10
3-3 入札参加資格審査結果	11
4. 入札及び提案書など	11
4-1 入札方法及び配付図書、提案書に関する質問・回答	11
(1) 提出書類	11
(2) 質問の受付	11
(3) 質問への回答	11
4-2 入札及び開札	11
(1) 入札書等提出書類	11
(2) 入札金額など	11
(3) 入札保証金	11

(4) 入札及び開札日	1 2
4－3 提案書の提出	1 2
(1) 提出書類	1 2
(2) 提案書の提出期限、提出先、提出方法	1 2
5. ヒアリングの実施	1 2
(1) 日 時	1 2
(2) 参加可能人数	1 2
(3) タイムテーブル	1 2
(4) その他	1 2
6. 審査における評価項目、優先交渉権者等の決定	1 3
(1) 入札参加資格審査	1 3
(2) 本審査、総合評価の方法	1 3
(3) 評価点の算定（価格評価）	1 3
(4) 評価点の算定（実績・技術提案・地域貢献等評価）	1 4
(5) 配点整理表	1 7
(6) 優先交渉権者等の選定	1 8
(7) 総合評価結果の公表	1 8
7. 失格事項	1 8
8. 公正な条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）の確保	1 9
9. 契約資格の喪失	1 9
10. 留意事項	1 9
11. 事務処理の流れ	2 0
別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」	2 1

釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事応募要領

1 基本事項

（1）基本方針

新市庁舎建設事業については、現市庁舎の課題となっている耐震性能の不足や施設・設備の老朽化、窓口の分散等を解消し、当市における最も有効な市庁舎を整備すべく、市民や市議会、市職員などと意見交換を行い、震災の教訓を生かした防災拠点としての機能等を重視しながら、釜石市の歴史や風土、特色を反映し、また釜石らしさなども取り入れ設計を進めてまいりました。

この結果、新市庁舎には防災拠点、災害復旧復興拠点として災害発生後もその機能を維持することや、近接する周辺住宅、施設などへの配慮、関連工事との調整など施工にあたっては高い能力が求められるものとなっております。

また、復興需要の終息や新型コロナウイルス感染症の流行に伴い地域経済が低迷している厳しい状況であり、地域経済へ最大限の波及効果を重視した施工を行う必要があります。

このような状況を踏まえ、本工事の入札方法については入札価格と併せて価格以外の技術提案等を評価して優先交渉権者を決定する総合評価落札方式を採用することとし、選定にあたっては提案内容を釜石市新市庁舎建設施工者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査評価し、その結果を踏まえ釜石市長が優先交渉権者及び次点者（以下「優先交渉権者等」）を決定することとします。

（2）工事概要

工 事 名 釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事

工 事 場 所 岩手県釜石市天神町5番20号

基本・実施設計者 株式会社 佐藤総合計画 東北オフィス

工 事 内 容 庁舎建設工事・外構工事・構内道路工事 一式

敷 地 面 積 11,757.92m²

構 造 【庁舎棟】鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
【車庫棟】鉄筋コンクリート造

延 床 面 積 8,887.45m²

【庁舎棟】8,007.59m² 【車庫棟】748.60m² 【車いす使用者用駐車場】81.27m²

【駐輪場等】 49.99m²

階 数 【庁舎棟】地上5階 【車庫棟】地上2階

主 要 用 途 庁舎（事務所）

標 準 工 期 24か月間

予 定 価 格 3,556,000,000円（税抜き）

入 札 方 法 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）

(3) 新市庁舎建設に求める施工者像

- ① 工程管理、コスト管理、労務管理、資材管理などの工事管理体制が優れ、アフターメンテナ
ンスに係る優れた提案力のある施工者。
- ② 安全管理に係る工夫を行い、周辺環境への配慮ができる施工者。
- ③ 地元（釜石市）消防団員の雇用や子育て支援の取り組みなど、様々な場面において積極的に
地域貢献が出来る施工者。
- ④ 地域性を鑑み、地域労働力や地域産材を積極的に利活用することができる施工者。

(4) 選定方法

優先交渉権者等は次の審査を経て選定します。

入札参加資格審査

入札参加資格審査では、入札参加資格要件を審査し通過者を選定します。

本審査

本審査では、当該工事の施工における入札価格及び入札参加者の実績や技術提案等につい
て、書面による内容確認及びプレゼンテーション、ヒアリングを通じて、総合的に審査し、
優先交渉権者等を選定します。

(5) 選定委員会の構成

優先交渉権者等の選定に係る審査は、以下の5名で構成される選定委員会が行います。

委員長　　南　正昭（釜石市新市庁舎建設アドバイザー、岩手大学教授）

副委員長　岩間　正行（釜石市新市庁舎建設アドバイザー、一級建築士）

委員　　晴山　真澄（釜石市　副市長）

委員　　佐々木　勝（釜石市　総務企画部長）

委員　　本間　良春（釜石市　建設部長）

※人事異動に伴い、令和5年4月1日から以下の委員が変更となります。

<変更前>

<変更後>

晴山　真澄（釜石市　副市長）

平松　福壽（釜石市　副市長）

佐々木　勝（釜石市　総務企画部長）

中村　達也（釜石市　総務企画部長）

(6) 事務局

選定委員会の事務局は以下のとおりとします。

所在地　〒026-8686　岩手県釜石市只越町3-9-13

担当　釜石市　総務企画部　資産管理課　新市庁舎建設推進室

電話　0193-22-2111（内線178）、0193-27-8429（直通）

E-mail　tyousya@city.kamaishi.iwate.jp

URL　<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/>

(7) 実施スケジュール（予定）

入札公告から優先交渉権者等決定までのスケジュールは以下のとおりとします。

令和5年3月27日（月） 入札公告

　　設計図書、様式等配付開始

　　入札参加資格に関する質問の受付開始

　　配付図書・入札方法・提案書に関する質問の受付開始

　　入札参加申請書の受付開始

4月 3日（月） 入札参加資格に関する質問の提出期限

4月 10日（月） 入札参加資格に関する質問の回答

4月 14日（金） 入札参加申請書の提出期限

　　『入札参加資格審査』

4月 21日（金） 入札参加資格審査結果通知

4月 28日（金） 配付図書・入札方法・提案書に関する質問の提出期限

5月 19日（金） 配付図書・入札方法・提案書に関する質問の回答

6月 1日（木） 提案書の受付開始

6月 14日（水） 入札及び開札、提案書の提出期限

6月 24日（土） 提案内容に係るプレゼンテーション、ヒアリング

　　『本審査』

7月 7日（金） 優先交渉権者等決定

7月中旬 仮契約予定

釜石市議会議決後 本契約予定

(8) 実施設計図書等の配付図書

資料1 釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事 実施設計図書一式

資料2 インフラ現況図

※ 各資料は電子記録媒体で配付するものとし、入札公告開始時点から受け付けます。受け取り希望日時を事務局に連絡の上、予約を行って下さい。

※ 当該入札は市内事業者の参画が必須要件（次項「2 入札参加資格要件等」参照）となつておりますので、配付図書は入札参加を希望する市内事業者の受け取りとします。

2 入札参加資格要件等

本工事の入札参加資格を有する者は次に掲げる要件をすべて満たす者とし、3者以内の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による施工とします。

① 共同企業体代表者及び構成員の共通要件

- ア 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- イ 釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿登録時の経営事項審査の結果に係る総合評定値（P）（建築一式）が950点以上であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- エ 公告の日から本契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）に規定する暴力団員又は同条例に規定する暴力団関係者でないこと。
- キ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係でない者又は親会社と同じくする子会社同士の関係にない者であること。

② 共同企業体代表者の要件

- ア 釜石市内、市外問わず釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿に登録されていること。
- イ 日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は別表1「庁舎の同種・同類とする建築物」（以下「庁舎の同種・同類とする建築物」という。）で延床面積5,000m²以上の建築物を現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある者を当該工事に現場代理人又は監理技術者として専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。
- ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証）を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日から起算して3か月以上の継続した雇用関係。）がある者を現場代理人及び監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないも

のとする。

③ 共同企業体第2位以降の構成員の要件

ア 釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿に登録された市内事業者で市内業者名簿

の区分が「建築A」であること。

イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証）を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日から起算して3か月以上の継続した雇用関係。）がある者を監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。

④ 共同企業体の出資割合

ア 共同企業体は、代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者、又は第3位構成員も含めた3者で結成すること。構成員の出資比率は、2者で結成する場合は100分の30以上、3者で結成する場合は100分の20以上とすること。また、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。（国土交通省 共同企業体の在り方について 共同企業体運用準則 準拠）

⑤ 配置すべき技術者

ア 配置すべき技術者は表1のとおりとします。

表1 入札参加資格と配置すべき技術者

施工者 要件	共同企業体（3者以内）	
	共同企業体代表者	共同企業体構成員
名簿登録	釜石市内、市外問わず釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿に登録されていること。	釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿に登録された市内事業者で市内業者名簿の区分が「建築A」であること。
出資割合	共同企業体は、代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者、又は第3位構成員も含めた3者で結成すること。構成員の出資比率は、2者で結成する場合は100分の30以上、3者で結成する場合は100分の20以上とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。	
共通要件	建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。	
	釜石市令和3・4年度建設工事等請負資格者名簿登録時の経営事項審査の結果に係る総合評定値（P）（建築一式）が950点以上であること。	
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。	
	公告の日から本契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。	
	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。	
	釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）に規定する暴力団員又は同条例に規定する暴力団関係者でないこと。	
	会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係でない者又は親会社と同じくする子会社同士の関係にない者であること。	
技術者 配置可否	日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物で延床面積5,000m ² 以上の建築物を現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある者を当該工事に現場代理人又は監理技術者として専任で配置できる者であること。	—
	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ^{*1} を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係 ^{*2} がある者を現場代理人及び監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。	—
	—	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ^{*1} を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係 ^{*2} がある者を監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。

施工者 要件	共同企業体(3者以内)	
	共同企業体代表者	共同企業体構成員
配置技術者 要件	<p>【現場代理人】※監理技術者と兼務可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。 ・一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。 ・工事現場に常駐すること。 	—
	<p>【監理技術者】※現場代理人と兼務可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。 ・一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。 	—
	<p>【現場代理人か監理技術者の何れか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物で延床面積5,000m²以上の建築物を現場代理人又は監理技術者として従事した実績があること。 	<p>【監理技術者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。 ・一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

※1 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証…平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証。

※2 直接的かつ恒常的な雇用関係…入札公告日から起算して3か月以上の継続した雇用関係。

3 入札参加申請

本工事に入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加申請書を提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けることとします。

3-1. 入札参加資格に関する質問・回答

(1) 提出書類

- ・様式1-1及び1-2 質問書（入札参加資格関係）

(2) 質問の受付

公告日から令和5年4月3日（月）午後5時までに事務局へ電子メールにより提出して下さい。電子メール送信時に質問書の到達確認を行って下さい。

なお、公正を期するため、質問は電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

(3) 質問への回答

令和5年4月10日（月）（時間は未定）に一括で市ホームページへ掲載します。

3-2. 入札参加申請書類の提出

(1) 提出書類

- | | |
|----------------------|-----|
| ・様式2 入札参加申請書 | 1部 |
| ・様式3 特定建設工事共同企業体協定書 | 1部 |
| ・様式4 暴力団に該当しないことの誓約書 | 1部 |
| ・様式5 配置技術者施工実績申告書 | 各1部 |
| ・様式6 企業施工実績申告書 | 1部 |

<注意事項>

※様式5「配置技術者施工実績申告書」、様式6「企業施工実績申告書」に記載する施工実績は、日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了したものに限ります。なお、共同企業体により工事を請け負った場合は、出資比率20%以上の工事に限ります。

※様式5「配置技術者施工実績申告書」は共同企業体代表者が配置する現場代理人及び監理技術者、共同企業体構成員が配置する監理技術者についてそれぞれ記載し提出してください。なお、共同企業体構成員が配置する監理技術者については施工実績についての記載は必須ではありません。

※施工実績を証明する資料（コリンズ登録の写し等）を添付して下さい。

※雇用証明及び資格の写しを添付して下さい。

(2) 入札参加申請書等の提出期限、提出先、提出方法

ア 提出期限 令和5年3月27日（月）から4月14日（金）の午前9時から午後5時まで。（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法 持参により提出

※持参する日時を予め事務局に連絡した上で、提出して下さい。

3－3. 入札参加資格審査結果

令和5年4月21日（金）（時間は未定）に通知を行います。

当日は電子メールで通知を行い、書面による通知を後日送付します。

4 入札及び提案書など

4－1. 入札方法及び配付図書、提案書に関する質問・回答

（1）提出書類

- ・ 様式7－1及び7－2 質問書（配付図書・入札方法・提案書関係）

（2）質問の受付

公告日から令和5年4月28日（金）午後5時までに事務局へ電子メールにより提出して下さい。電子メール送信時に質問書の到達確認を行って下さい。

なお、公正を期するため、質問は電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

（3）質問への回答

令和5年5月19日（金）（時間は未定）に一括で市ホームページへ掲載します。

なお、入札参加資格審査通過者の質問のみ回答します。

4－2. 入札及び開札

（1）入札書等提出書類

- ・ 様式8－1 入札書 1部 ※封入のこと
- ・ 様式8－2 工事費内訳書 1部 ※封入のこと
- ・ 様式8－3 工事設計書 1部

（2）入札金額など

ア 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

イ 入札書の日付は入札日を記載してください。

ウ 金額の前のマス目・余白を埋める止め印又は¥マークを必ず付して下さい。

エ 工事費内訳書および工事設計書の提出が必要です。

オ 工事設計書は様式8－3を使用の上、作成した電子データを電子記録媒体で提出して下さい。

（3）入札保証金

納付は免除します。

(4) 入札及び開札日

- ア 日 時 令和5年6月14日（水）午前11時00分
イ 場 所 第4庁舎第7会議室
ウ その他の 全入札参加者立会いのもと、市財政課契約係において入札書、工事費内訳書の金額確認を行います。

4－3. 提案書の提出

(1) 提出書類

- ・様式9－1 提案書提出届 1部
- ・様式9－2 提案書①<工事管理体制> 10部
- ・様式9－3 提案書②<安全対策及び周辺配慮> 10部
- ・様式9－4 提案書③<地域貢献> 10部
- ・様式9－5 提案書④<地域経済への配慮> 10部

※提案書①②④については、任意様式での作成を認めるものとします。

(2) 提案書の提出期限、提出先、提出方法

- ア 提出期限 令和5年6月1日（木）から令和5年6月14日（水）の午前9時から午後5時まで。（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
イ 提出先 事務局
ウ 提出方法 持参により提出
※持参する日時を予め事務局に連絡した上で、提出して下さい。

5 ヒアリングの実施

(1) 日 時

令和5年6月24日（土）（時間は未定）

※ヒアリングの詳細については入札参加資格審査通過者に別途連絡します。

(2) 参加可能人数

5名までとします。但し、現場代理人または監理技術者のうち1名以上を含めること。

(3) タイムテーブル

1者35分（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）

(4) その他

- ア プrezentationの順番については、入札参加申請書提出順とします。
イ プrezentationの内容は、提出した提案書の内容に沿って説明を行なうことを基本としますが、パワーポイントなどでわかりやすくまとめプロジェクターにより投影しながらの説明を認めるものとします。なお、ページ数は限定しませんが事前に提出された内容への追記、変更は認めません。パソコン及びプロジェクター、スクリーンについては事務局で準備します。

ウ ヒアリングへの参加を要請された入札参加資格審査通過者が、これを辞退する場合は、書面（A4版書式自由）により令和5年6月7日（水）午後1時までに事務局まで持参又は郵送して下さい。

6 審査における評価項目、優先交渉権者等の決定

（1）入札参加資格審査

提出書類（配置予定技術者の資格や実績等）により入札参加資格要件の審査を行います。

（2）本審査、総合評価の方法

入札書及び技術提案、地域貢献等を総合的に評価します。

評価方法は、価格評価（最高50点）、実績評価（最高30点）、技術提案評価（60点）及び地域貢献等評価（60点）の合計で総合評価点（最高200点）を求める加算方式とします。

実績及び技術提案、地域貢献等評価については、段階評価により評価します。

（3）評価点の算定（価格評価）

A 価格評価（配点の小計：50点）

- ・価格評価点の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{価格評価点} = (50 \text{ 点}) \times (1 - ((\text{入札価格} - \text{基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{基準価格})))$$

- ・入札価格が予定価格を超える場合は失格とします。
- ・価格評価点の算出中に出現する小数については、全て小数点第3位以下を切り捨てるものとします（価格評価点は小数点第1位まで算出されます）。
- ・価格評価点が50点を超える場合は50点（最大配点）とします。

(4) 評価点の算定(実績・技術提案・地域貢献等評価)

B 実績評価（配点の小計：30点）

B-1 配置技術者の施工実績【面積】（項目の配点：10点）

配置する現場代理人又は監理技術者が日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の工事実績について、以下の基準により評価し、加点します。

延床面積8,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	10点
延床面積8,000m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	7.5点
延床面積5,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	5点
延床面積5,000m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	2.5点

※「庁舎」とは、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の類型の「四 業務施設」の第2類「庁舎」のことをいう。(別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」 参照)

B-2 配置技術者の施工実績【構造】（項目の配点：10点）

配置する現場代理人又は監理技術者が日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の工事実績について、以下の基準により評価し、加点します。

延床面積8,000m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	10点
延床面積5,000m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	7.5点
延床面積3,000m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	5点
延床面積3,000m ² 未満で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	2.5点
実績なし	0点

※「庁舎」とは、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の類型の「四 業務施設」の第2類「庁舎」のことをいう。(別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」 参照)

B－3 企業の施工実績（項目の配点：10点）

企業が日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の工事実績について、以下の基準により評価し、加点します。

延床面積8,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事の実績がある。	10点
延床面積8,000m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事の実績がある。	7.5点
延床面積5,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事の実績がある。	5点
延床面積5,000m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事の実績がある。	2.5点
実績なし	0点

※「庁舎」とは、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の類型の「四 業務施設」の第2類「庁舎」のことをいう。(別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」 参照)

C 技術提案評価（配点の小計：60点）

- (1) 評価基準に基づき採点し、各選定委員の点数の平均値を評価点とします。
- (2) 本工事の地域特性・内容に相応しいこと、具体的で実現性があること、効果が期待できることなどの視点から評価します。
- (3) 各評価項目の提案を担保する方法やそれらによる効果、予測とその検証方法についても記述して下さい。
- (4) A3横型で最大2頁（片面印刷）とします。文字サイズは10.5ポイント以上とします。
- (5) 文字を補完するための写真、イラスト、イメージ図などは使用できるものとします。
- (6) 提出者を特定できる内容を記入しないで下さい。
- (7) 提案内容について、工事期間中に履行確認を行います。

C－1 工事管理体制（項目の配点：30点）

工事管理体制に関して以下の点に配慮し記述してください。

- ・業務を円滑に進めるための実施方針
- ・確実かつ早期の工事完了が見込める全体工程表の提案
- ・設計変更が生じた際のコスト増減対応の方策
- ・社会情勢の変化や施工におけるリスクなどを考慮した標準工期及びコストの考え方
- ・アフターメンテナンスに係る提案
- ・その他、工事管理体制に係る提案

C－2 安全対策及び周辺配慮（項目の配点：30点）

安全対策及び周辺配慮に関する以下の点に配慮し記述してください。

- ・工事関係者、周辺住民、子ども園利用者等にそれぞれ配慮した安全対策や騒音対策についての具体的な方策、周知方法
- ・安全管理に係る工夫
- ・周辺環境を踏まえた工事管理計画
- ・自然災害発生時の現場内外の安全確保方法や市との連絡体制
- ・関連工事との調整に係る提案
- ・その他、安全対策及び周辺配慮に係る提案

D 地域貢献等評価（配点の小計：60点）

- (1) 評価基準に基づき採点し、各選定委員の点数の平均値を評価点とします。
- (2) 本工事の地域特性・内容に相応しいこと、具体的で実現性があること、効果が期待できることなどの視点から評価します。
- (3) 各評価項目の提案を担保する方法やそれによる効果、予測とその検証方法についても記述して下さい。
- (4) A3横型で最大2頁（片面印刷）とします。文字サイズは10.5ポイント以上とします。
- (5) 文字を補完するための写真、イラスト、イメージ図などは使用できるものとします。
- (6) 提出者を特定できる内容を記入しないで下さい。
- (7) 提案内容について、工事期間中に履行確認を行います。

D－1 地域貢献（項目の配点：30点）

地域貢献活動の実績及び今後の予定などについて記述してください。

D－2 地域経済への配慮（項目の配点：30点）

地域経済への配慮に関する以下の点に配慮し記述してください。

- ・地元労働力(最新の釜石市建設工事等請負資格者名簿に登録された市内事業者)の活用予定
- ・資材、労務確保に係る方策
- ・地域産材の活用予定
- ・市内その他の業種の活用方法
- ・その他、地域経済に係る提案

(5) 配点整理表

評価項目		項目配点	最大配点
A 価格評価 (50点)	50点×(1- ((入札価格-基準価格)/(予定価格-基準価格)))	50	50
B 実績評価 (30点) ※日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した建築物に限る。	B-1 配置技術者の施工実績 【面積】	延床面積8,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	10
		延床面積8,000m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	7.5
		延床面積5,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	5
		延床面積5,000m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	2.5
	B-2 配置技術者の施工実績 【構造】	延床面積8,000m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	10
		延床面積5,000m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	7.5
		延床面積3,000m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	5
		延床面積3,000m ² 未満で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	2.5
		実績なし	0
	B-3 企業の施工実績	延床面積8,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、企業としての実績がある。	10
		延床面積8,000m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、企業としての実績がある。	7.5
		延床面積5,000m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、企業としての実績がある。	5
		延床面積5,000m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、企業としての実績がある。	2.5

	実績なし	0	
	評価項目	評価項目	最大配点
C 技術提案評価 (60点)	C-1 工事管理体制	30	60
	C-2 安全対策及び周辺配慮	30	
D 地域貢献等評価 (60点)	D-1 地域貢献	30	60
	D-2 地域経済への配慮	30	
総合評価点 A + B + C + D 合計 (小数点第1位まで)			200

(6) 優先交渉権者等の選定

選定委員会は、総合評価点を比較し、最も総合評価点が高かった者を優先交渉権者として、2番目に高かったものを次点者として選定します。

また、優先交渉権者選定にあたり、最高の総合評価点を獲得した者が複数いた場合には、技術提案評価と地域貢献等評価の合計点が高い者を優先交渉権者とします。これによって順位が決定しない場合には、くじにより優先交渉権者を決定します。

この選定委員会の選定結果に基づき、釜石市長が優先交渉権者等を決定し、仮契約の手続きを開始します。なお、本契約は釜石市議会の議決を要することを予めご承知おき願います。

(7) 総合評価結果の公表

落札者決定後に次に掲げる事項について市ホームページにて公表します。

- ・入札参加者
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価項目ごとの評価点及び総合評価点

※釜石市情報公開条例（昭和63年釜石市条例第22号）に基づく文書開示請求があった場合、入札参加者から提出された技術提案については非公開が妥当なもの以外は公表を前提とします。

7 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 提案者が入札参加資格の確認を受けていても、優先交渉権者等決定までの間に「2 入札参加資格要件等」（6頁）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者。
- (2) 提案書提出期限内に提出のなかった者。
- (3) 公告日以降、選定委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者。

8 公正な条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）の確保

- (1) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 入札参加者は優先交渉権者等の決定前に、他の入札参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）に参加させず、又は条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）の執行を延期し、若しくは取りやめがあることある。

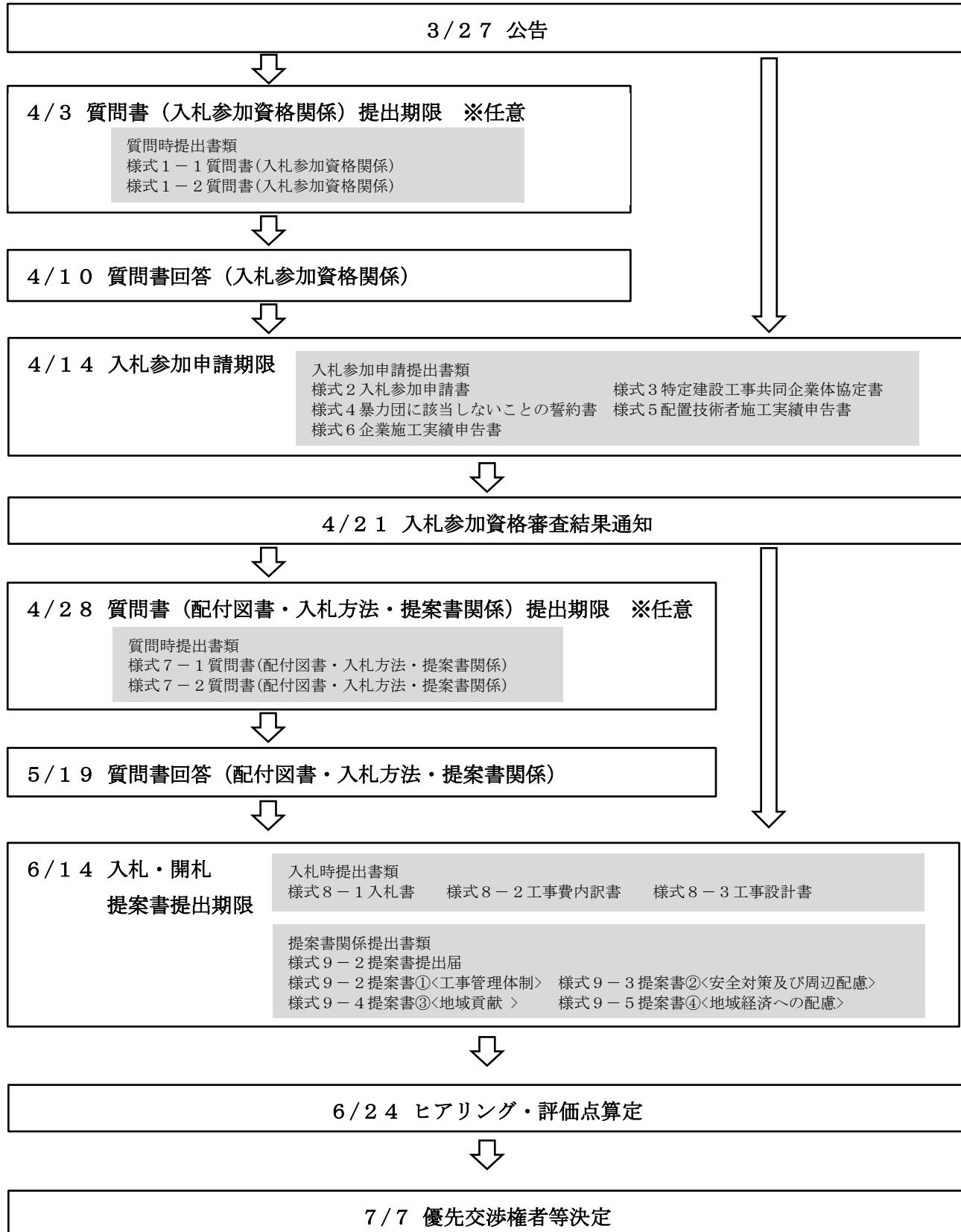
9 契約資格の喪失

- (1) 優先交渉権者が契約までの間に前記の「7 失格事項」が判明した場合は、その優先交渉権は次点者に移動するものとします。
- (2) 市は契約締結後においても前記の「7 失格事項」又は不正と認められた行為が判明した時は、契約が解除できるものとします。

10 留意事項

- (1) 本選定の参加に係る費用はすべて入札参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は入札参加者に帰属しますが、選定に関する情報の公表等、市が認める場合には、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用出来るものとします。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとします。
- (4) 提出書類は選定に関する情報の公表等以外に入札参加者に無断で使用しません。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用することができるものとします。なお、契約に至らなかった入札参加者の提出書類については、選定以外には使用しません。

1.1. 事務処理の流れ



別表1 「「「「」」の同種・同類とする建築物」（※平成21年国土交通省告示第15号の別添二 参照）

「「「「」」の同種・同類とする建築物は建築物の類型「四 業務施設」の第2類「「「」」を除く建築物及び「七 教育施設」、「八 専門的教育・研究施設」、「十 医療施設」、「十二 文化・交流・公益施設」に掲げる建築物とする。

建築物の類型	建築物の用途型	
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を附帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、 <u>「</u> 「 <u>」</u> 等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	-
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場を有するもの)、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等